

## 第4回 津名郡5町合併協議会会議録

平成15年6月12日(木)

第4回 津名郡5町合併協議会会議次第

日 時 平成15年6月12日 午後2時～

場 所 一宮町ふるさとセンター多目的ホール

1 開 会

2 会長あいさつ

3 会議録署名委員の指名

4 報告事項

報告第13号 委員の変更について

報告第14号 中学生アンケート結果について

報告第15号 第1回新市名称検討小委員会について

5 協議事項

継続協議

協議第22号 地方税の取扱い(その1)に関することについて

協議第23号 納税関係の取扱いに関することについて

協議第24号 建設関係事業の取扱い(その1)に関することについて

協議第25号 公営住宅の取扱いに関することについて

協議第26号 診療所の取扱いに関することについて

新規協議

協議第28号 人権(同和)対策関係事業の取扱いに関することについて

協議第29号 保健衛生関係事業の取扱い(その1)に関することについて

協議第30号 都市計画関係事業の取扱いに関することについて

協議第31号 町立学校等の通学区域の取扱いに関することについて

協議第32号 学校教育関係の取扱いに関することについて

協議第33号 第5回協議会日程について

6 その他

7 閉 会

出席委員

津名町長	柏木和三郎	津名町議会議長	川東輝雄
淡路町長	今津浩	淡路町議会議長	川西マサコ
北淡町長	井高孝一	北淡町議会議長	植野喬雄
一宮町長	上田弘	一宮町議会議長	大溝文夫
東浦町長	新阜京一	東浦町議会議長	正井正一
津名町合併調査特別委員会委員長	横山昌次郎		
津名町学識経験者	尾崎保	津名町学識経験者	家本賢一
津名町学識経験者	田居俊子	津名町学識経験者	山田かずみ
淡路町合併調査特別委員会委員長	大谷ミチ子		
淡路町学識経験者	小田村勝義	淡路町学識経験者	八嶋日出男
淡路町学識経験者	高橋照代	淡路町学識経験者	高見圭子
北淡町合併調査特別委員会委員長	仲井睦夫		
北淡町学識経験者	杭田和郎	北淡町学識経験者	河野征弘
北淡町学識経験者	沖基公子	北淡町学識経験者	魚住代子
一宮町合併調査特別委員会委員長	大濱晴宥		
一宮町学識経験者	伊藤良一	一宮町学識経験者	河野さか系
一宮町学識経験者	中谷学	一宮町学識経験者	元津八千代
東浦町合併調査特別委員会委員長	柳谷喜隆		
東浦町学識経験者	来田進	東浦町学識経験者	平岡博
東浦町学識経験者	大歳君江	東浦町学識経験者	山本幸子
兵庫県学識経験者	西垣嘉夫		

出席事務局職員

事務局長

事務局次長

午後 2時00分 開 会

事務局長 それでは失礼いたします。

予定をしておりました時間がまいりましたので、ただいまから第4回津名郡5町合併協議会を開催させていただきます。

皆様方には大変、お忙しいところ、ご出席いただきまして誠にありがとうございます。

本日の会議につきまして、ご報告をさせていただきます。

委員36名中、35名の委員の出席をいただいております。規約第10条第1項の半数を超えておりますので、本日の会議が成立したことをご報告申し上げます。

なお、本日の会議につきましては、お手元の会議次第に沿って進めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

本日、1名欠席ということで、県民局の西垣委員が公務のため、出張ということで、途中からこの会にご出席というようご連絡を受けておりますので、皆さん方にご報告をさせていただきます。

それでは、開会にあたりまして、柏木会長よりごあいさつをいただきたいと思ます。よろしくお願いいたします。

柏木会長 あいさつ

事務局長 協議会規約第10条第2項の規程によりまして、柏木会長に議長を務めていただきたいと思ます。会長、よろしくお願いいたします。

柏木会長 それでは、規約に基づきまして、私、柏木が議長を務めさせていただきますので、何分よろしくお願いいたしますと存じます。

それでは、会議次第第3番、会議録署名委員の指名でございますが、合併協議会会議運営規程第8条第2項の規程によりまして、指名をさせていただきます。

北淡町の植野委員さん、淡路町の小田村委員にお願いをいたします。どうかよろしくお願い申し上げます。

それでは、引き続きまして、会議次第第4番、報告事項に入らせていただきます。

報告第13号、委員の変更についてと、報告第14号、中学生アンケート結果について、加えて報告第15号、第1回新市名称検討小委員会についてを事務局より説明をいたさせます。

事務局。

事務局長 座らさせて説明させていただきますので、ご了解お願いしたいと思います。

それでは、早速、報告第13号、委員の変更についてということでご報告させていただきます。

資料の1ページをお開きお願いしたいと思います。

平成15年5月26日、淡路町議会の議員構成変更に伴って、中山喜美松委員に代わって川西マサコ委員、それから平成15年5月12日、同じく上野忠委員に代わって大谷ミチ子委員が新たに委員として就任されました。

それではここで、新委員の方のご紹介をさせていただきます。

まず、淡路町議会議長の川西マサコ委員でございます。

続きまして、淡路町議会合併調査特別委員会委員長の大谷ミチ子委員でございます。

どうもありがとうございます。

続きまして、報告第14号、中学生アンケート結果についてご報告をさせていただきます。資料の3ページをお開き願いたいと思います。

この調査は、平成15年5月に、5町の中学校6校の中学2年生を対象に実施いたしました。調査対象者は521人で、回収は515人、回収率は98.8%となっております。

設問ごとの回答について、説明をさせていただきます。

設問の1でございます。「あなたは自分の住むまちが好きですか」の問いでございます。

「まあ好きだ」が313人、パーセントで言いますと60.7%で最も多く、次いで「大好きだ」が139人、27%になっております。両方足しますと約9割の方が、自分の住むまちが好きだというような結果が出ております。

次の設問2の「あなたのまちの自慢は何ですか」という問いでございます。

「豊かな自然」が300人、%で言いますと58.3%で最も多く、「景色がきれい」「人がやさしい」などが続いております。

設問の3の「新しい市になることについて、あなたはどのように思いますか」の問いでございます。

「今のまちの名前がなくなってしまうかもしれないのはさびしい」という生徒が300人、58.3%で最も多く、続いて「図書館やプールなど、公共利用できる施設が増えそうで楽しみ」ということも出ております。また「他のまちについてはよく知らないので不安」ということが続いております。

次の設問4の「あなたが大人になるころ、あなたのまちはどうなってほしいと思いますか」の問いでございます。

「自然が豊かな潤いのあるまち」が279人で54.2%でもっとも多く、「お店がたくさんある便利なまち」、「遊んだり憩える場所が充実したまち」が続いております。

町別の回答及び自由意見については後のページ、4ページから8ページについておりますので、後ほどまたご覧いただけたらと思います。

なお、中学生アンケートの結果については、今後作成する新市建設計画に反映させたいと、このように考えております。

続きまして、報告第15号、第1回新市名称検討小委員会について、ご報告をいたします。資料の10ページを、すいませんがお開き願います。

第1回新市名称検討小委員会が、去る5月30日午後2時から、津名町役場の第2会議室で、委員15名、これ委員さん全員が出席でございます。そういうことで第1回目が開催されました。第1回新市名称検討小委員会については、同小委員会委員長から報告がありましたので、ご報告をさせていただきます。

会議の前に、小委員会における傍聴について協議がありました。小委員会については、傍聴規程を設けないこととして決定がなされました。それでは早速、協議事項の説明をさせていただきます。

まず、協議第1号の委員長及び副委員長の選任については、委員長に北淡町議会議

長の植野喬雄様に、それから副委員長には東浦町学識経験者の平岡博様が選任されました。

次の、協議第2号、新市の名称の候補の選定方法についてご報告させていただきます。公募の範囲については、11ページをお開きください。

範囲については、関係町の住民の方とするということで、5町の関係の住民の方でお願いしたいということを考えて決まりました。

それから、応募の方法については、葉書、封書、ファックス、メール、応募用紙等とし、応募用紙については各戸に1枚配付し、また各町役場へ直接提出も可能としております。また、予備の応募用紙も、各町役場に置くこととしております。

周知の方法については協議会だより、ホームページ、各町広報等々といたしております。

公募期間については、7月10日の第5回の協議会確認後、8月末日までとしております。

記載内容については、新市の名称、名称の意味または理由、住所、氏名、年齢、性別、電話番号等を記載するようにしています。

次の12ページ、応募条件については、同一人の同一名称については1点限り有効とさせていただきます。応募については、1人何点でも可能。5町の名称の取扱いについては、特に条件は設けておりません。

選考方法については、公募作品の中から小委員会で5点から10点に絞り、その後、協議会で決定していただくというようなことで決めております。

選考基準については、地域が地理的にイメージできる名称。また、地域の特徴をあらわす名称、地域の歴史、文化にちなんだ名称、住民等の理想、願いにちなんだ名称、合併を記念した名称、その他、新市としてふさわしい名称としております。

懸賞については、新市の名称として選ばれた作品の応募の中から1名に名づけ親賞として10万円の商品券、その他、特別賞として、小委員会で絞り込んだ作品の中から10名に1万円の商品券とするようにしております。

最後に、第2回、次回の開催日は6月19日、木曜日、14時から津名町役場で開

催するようにしております。

以上でございます。

柏木会長 　　ただいま事務局より3件の報告がございました。

まず、報告第13号について、何かご質問なりご意見ございましたら、ご発言をいただきたいと思います。

それではお諮りいたしますが、報告第13号について、ご承認をいただけますか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

柏木会長 　　ありがとうございます。報告第13号は承認されました。

次に、報告第14号に移らせていただきます。

本件について、何かご質問、ご意見がございましたらご発言をいただきたいと思えます。

川西委員 　　先ほど事務局からアンケートの結果が出ましたけども、最大限、子どもたちが本当に純粋な気持ちで、このアンケートには応募したと思います。そして、ぜひ反映を十分にしていきたいなというのはあります。それだけなんですけどね、ぜひお願いしたいと思います。

柏木会長 　　先ほども、ちょっとごあいさつの中で、ちょっと触れさせてもいただきました。当然ですね、そのために、反映をさせるためにと言いますか、こうした意見をですね、貴重な意見は来ておるわけですから十分に反映して、今後の対応をしていきたいと思えますので、どうかひとつよろしくご理解いただきたいと思えます。

他にどうでしょう、何かございませんでしょうか。

大谷委員 　　今のとよく似ているんですが、せっかく自分たちが、こうしてアンケートしたんですから、これはアンケートに答えた子どもたちにもやっぱりこういう集計は、どこかでちゃんと発表とか、返していくことになっているんでしょうか。それとも協議会の中だけでこれを集計に使うということでしょうかという点と、もう一件は、せっかく見やすくという意味では、いろいろなことパーセンテージであらわしていただいても見やすかったかなと、人数だけだとちょっとわかりにくいところがございますので、そのへんお願いします。

柏木会長 そしたら事務局長から答えさせますので。

事務局長 それではお答えいたします。

確かに、子どもさん方、アンケートに答えていただいて、やはり自分達の考え方、あるいは他の4町の学生さんはどうなっているのかなど、そういうものについては、学校の方に何枚か集計の結果報告をしたいと、このように考えております。

柏木会長 よろしいですか、今の。

大谷委員 パーセンテージのこと。

柏木会長 そうですね、それはちょっとまた検討させてください。

できるだけ、大勢のみんなにわたるようなやり方をね、事務局の方で考えて出してください。

それでは、この報告第14号について、ご承認がいただけますでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

柏木会長 ありがとうございます。

報告第14号も承認することといたします。

次に、報告第15号に移らせていただきます。

報告第15号につきまして、何かご質問、ご意見ございましたら、ご発言をいただきたいと思えます。

ありがとうございます。

これから先もですね、これについてはいろいろとまた、また疑義がございましたら聞いていただくかなりの機会も多々あるかと思えますが、ひとつ今日のところは、そういうことでご理解をいただきたい。格別他、ございませんでしょうか、意見、ご質問なり。

でしたら、報告第15号につきまして、ご承認がいただけますか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

柏木会長 ありがとうございます。

報告第15号は、承認をされました。

以上で、報告事項については終わらせていただきたいと存じます。

それでは、引き続きまして、会議次第第5番、継続協議へ移らせていただきます。  
なお、継続協議の5議案につきましては、前回、提案させていただいており、説明も済んでおりますので、直ちに、ご意見、ご質問を伺いたいと存じますのでひとつよろしくお願ひしたいと思います。

まず、協議第22号でございます。地方税の取扱い(その1)に関することについてを議題といたします。13ページ、14ページと、前回の議案書23ページから26ページをご覧いただきたいと思ひます。

ご意見がございましたら、ご発言をいただきたいと思ひます。よろしくお願ひします。

柳谷委員 前回のときにも質問をさせていただいたんですが、回数の問題があると思うんですね。町県民税の納付の回数なんですが、前回の協議会の席上では、1ヶ月に一つずつ納付をしていただくんだと、こういう説明があったと思うんです。その後ですね、合併協議会だよりが発行されました。その中に、地方税の徴収についてが設けられておるんです。そしたらその中に、国保税の徴収についてがちゃんと記載をされております。合併協議会だよりをご覧になった方、わかると思うんです。そういうことをされてですね、そしてそれにつけておる注釈が事前、「今回の協議会で国保税については未提案ですが、関連するため事前掲載しました」ということわりを入れて、掲載をされておるんです。ところが、この合併協議会の中でね、質問をしましたが、一回もこういう説明がなかったと思うんです。断りもなかったと思うんですね。

したがって。我々が、議会に持ち帰りまして、本当にその1カ月に1回ずつ納付をするようになっておるんかどうかということで、私も資料をつくってみました。そうしますと、国保税の分だけが結局抜けてきておるといふようなことで、それを5回入れますと、月に1回ずつ納付をすると、こういうことになったわけなんです。なぜこの合併協議会の時にですね、国保税について、総合的に検討をされることが、我々議会としてはですね、いいんじゃないかと思うんですが、国保税だけが協議に出てないからということでのけられたその意図とですね、それについて、やはりこれは事務局サイドで、この試案をつくられても、後で幹事会等で検討されておるんですと

思うんですね。そうした場合に幹事会等で、総合的に検討してはどうかというような発言があったのかなかったのか、その点についてもお尋ねをいたします。

それと、固定資産税でございますが、それについては各町で、前納奨励金制度というのがあると思うんですね。ところがこの間の説明では、それについてはございませんでした。それらも、やはりこの地方税を納付するについては、重要な問題だと思いますので、そこらあたりどういうふうになっておるんかということをお尋ねをしたいのと、固定資産税の前納報奨金制度ですね、これを新市においても継続する考えがあるんかないんか、その点についてもお尋ねをしたいと思います。

柏木会長        事務局長。

事務局長        それではお答えいたしたいと思います。

前回の協議会に提案したのは、確かに3税でございます。そのときの国保税の納期についてはあがってなかったと、これは確かにそのとおりでございます。

と申しますのは、前回の協議内容の議題についても、地方税の取扱い(その1)というようなことで、税金の分についてはもう一つありますよという意味で、その1というような表現を出させていただいたと。国保税そのものについては、そのときは、まだ部会の方では調整はできてなかった。

協議会だよりはには、確かに国保税を6期を5期にするというようなことの調整が、部会間でありました。結論的には今いった3つの税が重なってきますと、非常に重複の月が出てくるというようなことも検討された。そういう中で、1月に1回の税というようなことで、6期が5期になったという経緯でございます。

ただ言われたように、国保税については、次回、今度の納期の関係で、提案としてあげさせていただきたい、ただ協議会だよりはには注釈をちょっと入れてますが、誤解を招いたのは遺憾だと思うんですが、次回に、国保税(その2)であげさせていただきたいというように考えております。

それと、前納報奨金については、これは新市になっても引き続いて、5町やっておりますので、当然、やることに決定をしております。これはまだ、これから協議会の中のシートとしてあがってこようかと思えます。

以上です。

柏木会長 答弁はそれでよろしいですか。

柳谷委員 その今、説明を聞いてですね、その1、その2というか、そういう形になっておるということについてはわからんことはないんですね。だけど、やはり収める、徴収をする方は国保税は特別会計やと、町県民税は一般会計だと、入るところはこれ別々なんですよ。ところが納める側については、国保税であろうが町県民税であろうが、懐は一つなんですわ。そういうことからすると、やはり我々は、地方税を納めるについて、どのような方向づけが一番ええんかということを検討する段階においてはね、やはり総合的に検討していかなことには具合が悪いということなんです。

ところが、徴収する方は分けられて、そういうふうにされると思うんですけどね、そこらあたりもっと総合的に、こういうものについては関連があるんだから、決まっていなければ決まってないというようなことで、断りを入れながらですね、話し合いをして欲しいなと、このように思いますのと、東浦町でいろいろ検討させていただきました。その中で、やはり固定資産についてはですね、これは一人で資産のたくさんある方は、何百万という税金を納める方もあれば、町県民税についても、非常に大きい金額を納める方もあります。また、固定資産税については、先ほどの前納報奨金制度を利用して、税金をできるだけ今の金利からすると、前納奨励金でもらえるのであれば、それを利用して納める方もあるわけなんですね。そういうした場合にね、総合的に検討した結果、東浦町としては、町県民税をどこかでだぶるところがあってもいいから、もう1期回数を増やしてほしいと、こういう意見が出ておりますので、今後、これについてですね、検討する中で、その点についてひとつご検討いただきたいということをお願いしたいと思います。

柏木会長 事務局長。

事務局長 それではお答えいたします。

確かに委員が言われたように、納税者は払うものが4つ、5つの税目があっても、1人で払うと、これはもう重々そういうこともわかっております。そういうことがあるために、各部会で協議の結果、なるべく重複しないように考えたので、今言った年

間通じて、例えば一月の月に固定資産税、あるいは国保税が重複しないように、そういう月割がうまくいくようにということで調整させていただいたというような結論でございます。

ただ、一月に2つになってくるとですね、確かに1つの税目で言えば金額が少なくて済むだろうけれども、他の税がかぶってきますので、その分を足しますと、個人が払う税というのは、固定資産であろうが、国保税であろうが、払う方は同じ方であるので、重複した場合は、それよりも多くなる場合がありますので、できれば事務局とすれば、一月一回、どの税になるかわかりませんが、重複しないように検討したというようなことで、広報だよりも確かに協議会にあげて、確かに了解求めてきちんとしたものを出せばよかったんですが、そういう検討・研究の結果、国保税だけが6期が5期になったという結論になっております。

ただ、今言ったように一月に2つの税が重なってくると、お金が合計しますと、その方が払いにくい場合が出てきますので、それはご理解いただきたいと、このように考えております。

柏木会長        よろしいですか。

他にございませんでしょうか。

川西委員        今回、委員にならせていただいたんですけども、資料を見せていただいた中で、この税の取扱いについては、柳谷委員も言われたようなことも改めて見ましてわかりました。ずっとめくっていきますと、ずっと最後にですね、都市計画税となるものが本当に大きな、それこそ天眼鏡で見ないとわからないような数字が並べたんですが、これは都市計画税というのは、新しく新市になって協議したいということですが、まずお聞きしたいのは、将来は税をかけるということで導入しようということなのですかね、お聞きします。

柏木会長        事務局。

事務局長        お答えいたします。

この都市計画税というのは目的税ということで、当然、都市計画区域内にある町村については都市計画税をかけてもよいと、これは「かけなさい」ではなしに、あくま

でも町の条例によってかけられるものであるということで、5町もし合併いたしますとですね、一宮町が都市計画に入っていないと、他の4町は全域あるいは一部の区域が入っておるといようなことで、これも市になれば当然、都市計画の見直し、用途地域の見直し、また市街化区域、調整区域とか、そういうものの取り決めをやってからですね、はじめて都市計画税をどうするかということになりますので、今の新市になってすぐに都市計画税を導入するとか、そういうことはございませんので、今のところはそれよりも、まちづくりに対しての都市計画区域をどうするんだと、そういうものが先決であろうかと思っておりますので、基本的には目的税でございます。事業をやってなかったらとらなくても、別に罰則とか規程ではございませんので、その市によって条例をおこせば、当然、都市計画税が取れると、徴収できるというようになっています。

参考に、全国では2015の団体が区域を定めております。その中で、都市計画税を徴収しておる市町村は785団体ということで、半分にも満たないというようなことが現状でございます。ただいま言ったように785団体というのは、非常に都市計画事業をさかんにやっておるとか、この都市計画税というのは、当然、事業をやって国の補助金、あるいはその県の補助金等以外の一般財源の持ち出しに使うのが、この都市計画税をもって事業をなささいというのが目的でございます。見直しを先、それぞれやってから、事業の計画を立てて、それからそれに使うのかどうか、そういう議論になってきますので、ここ市になってから1年で取るとか、そういう問題はならぬだろうというようなことで、部会の方とも協議を、今、やっておるようなことでございます。今の段階では取らないということにしております。

柏木会長       はい、どうぞ。

川西委員       取らないということが前提、今のところね。今日の新しく提案される議案の中で、都市計画のマスタープランというのも出てきてるんですが、これは後で説明を受けて、次の会議の中で話が固まっていくなだろうと思っておりますけど、こういう場合は目的税ですから、5町で合併した場合ですよ、何かをしようとおそこで何かがあるから税取って、それに使おうでないかということだというふうに思っています

から、こういう計画が初めてなんですか、見せていただいてそして税はこういうふうになるよということであるなら、私は不思議ではないんですけども、新しく委員になりましてね、はっきり申し上げて、議会でもまだこれ話してないんです。だから、どう言うんですかね、都市計画税そのものが導入される予定で、新市になって協議するというのが、ほとんどの議案が新市ですよ。だからこの法定協議会そのものが何かなと思うんです。それは責任の度合いからいきますと、もうここで決定しないほうが、私らはみな気持ちが良いですよ。しかし法定協議会は、柏木会長言われたように、将来を見据えてやるんだと、本当に町長さん方は固い決心のもとに合併を進めていこうという決意でおられますが、しかし、合併そのものが住民を置き去りにしたようなやり方では困ると、このさっきの納税でもそれですし、この都市計画税でもそうです。将来的に何かつくるんだからやりますよと、それが半年後か1年後になるかわかりませんが、そこで税が新たに出ますと、これ住民負担になりますよね。

だから、例えばですね、洲本なんかどうなんですか、都市計画税というのが出てます。あそこが下水の関係で都市計画税を入れられているかどうかわかりませんが、上灘なんかでは、そういう下水の関係ができていっているかどうかというのがわかりません。しかし、これは都市計画、ここの一帯やりますよと網がかけられた場合は、すべての家庭が税を払うということになりますね。

だからそういった点では、今回しませんよといってる中で、取扱いについてということなんで、これも含めてさっきの固定資産税もそうですが、国民健康保険税も柳谷委員が言われたように随分と参考資料的になってますが、しかし摺り合わせのときに、幹事会のときに、すべて資料を出されてですね、きちんと計画立てられていると思うんです。だから税の取扱いその1、その2があるのはそこにあると思うんですけども、そういった資料を私は今日はですね、ぜひ淡路町にこの税の取扱いについては持ち帰らせていただいて、議員の皆さんに説明をする私は義務があるんですよ。一個人ではありませんのでね。だからぜひ、その資料をいただいてどういう状況であったかというのと、それからこの今日採択をしようとしている22号議案については、私はちょっと時間をいただきたいというふうに思います。

でですね、今後、都市計画税も取るかどうかわからんと言いながら、あとはマスタープランまで発表ですから、きっと青写真もできているというふうに思います。合併しているいろいろと特例債などが使えるわけですから、その中で本当に中心的なところだけやられて、こういう税がかかってくるのもいかなものかなという思いもありますけれども、しかし、本来まだこういうことを計画の中で取らないということであれば、この法定協議会の案として、議案として出されることにはいかなものかなというのがあります。

ただし、私は先ほども言いましたように、今回、初めて参加させていただいておりますから、議会に持ち帰り説明責任もごさいますから、資料とそれと時間の猶予をいただきたいなど、そのように思いますがいかがでしょう。

事務局長        それではお答えいたします。

都市計画税については、洲本市は取っているようでございます。それから、篠山市は取っていない、と申しますのはですね、これはあくまでも取る、取らんという義務的じゃないんですよ。当然、条例等を新しい議員さんの方で議決をしていただいてこそ、初めて効力が発揮できるというものでございます。ただ各町は置いてないというようなことで、新市になってもそういうことで、当分いくんかなというようなことで、部会の方とも話を進めさせていただいております。

たくさんの事業をやれば当然、それだけ一般負担がいりますので、それはそのときにまた条例等の制定を議会にかけていただいて、確立して初めてその効力が発生するというようなところでございますので、新市になった時には取らないという約束でございまして、後3年後取るんかなと言っても、私もちょっとわかりませんので、ただ議会に委ねるというようなことになっておりますので、現時点で言えることは新市になっても取らないんですよということで確約、各5町の担当部局なりそういうところで話し合いが決定されております。

それともう一点、マスタープランのことですが、東浦町だけがマスタープランをつくっておられるのみで、当然、1市になればそういう先ほども言ったように市街化区域とか、用途地域とか、町並み形成をどうするんだとか、そういうようなことが都市

計画審議会とか、そういうところの委員もまた設置もして、その中で協議されてそういうまちづくりの図面ができてこそ、初めてそういう事業もやっていくとか、そういうことで都市計画税をどうするんかとか、私はそのように考えておりますのでご理解をお願いしたいと思います。

川西委員        とらえ方の違いというのはあると思うんですね。行政側とそれこそ住民側に立ちますと、こういう都市計画税がまた増えていろいろな点で合併したら、非常に財源的に、これまで合併の是か非かの中でもですね、負担は軽くというような話が進めるところが多くて、現実にはそうでないというのが各市町村で合併協議がなされる中ではっきりしてきてるんですけども、だからこそ取らないということであれば、こういう議案に上げてこなくてもいいんじゃないかなと、形式上これはあげるんですか議案として。取らなかったらと取らないと明言が全然されてない。幹事会の中か、それかそういう摺り合わせの中では取らないという意味かもしれませんが、しかし合併した後にですね、やはりこれはこうすべきだということが出てくるんだというふうに思います。そういった点で、私は今回ね、そういった資料等もいただきながら、できればこの6月の末には淡路町の合併調査特別委員会がありますので、その席できちんとした説明と、それから議員の人たちに納得していただける、住民代表の議員に納得していただけるように、そのことをお願いしときたいなというふうに思います。これはもう取る、取らんの問題じゃなくて、これをあげてくるということは導入しますよと、してもいいんだということになりますのでね。それはもう先ほど、事務局長が言われたように、当然、行政側からすると、そうなるだろうと思いますので、やはり私は、これが全く議会の中でも議論されてませんし、他の議会の方、皆さん、これはもう議論されて参加されてますよね。淡路町だけが、たぶん委員も交代しましたので議論しておりませんので、これは事務局長、どうですか、お願いできますか。

来田委員        最もなお話を出されておることはよくわかります。私あたりは、別に議員でもございませんので、そこまで詳しいことが頭に入っておりませんが、皆さんのですね、1町だけの話ばかりで、他の町がこれについてももう議事を進行していきんだというようなことをですね、やっていかなければ、微に入り細に入り、それ夜

徹してもですね、なかなかこんなことは難しいことなんでね。そしてそういうことについてはさらに煮詰めてですね、やっぱりやっていって、大方のあらかたの方向だけを一つ示してですね、進んでいって、そして肉づけはまた新しい議員なり、あるいは特別のそういう方なりがですね、していけばいいんじゃないかとかように思いますんですけども。

皆さん、いろいろのご意見もあろうとは思いますが、こればかりこだわってですね、次に進んでいかなければこれはもうなかなか前に行かないと思うんですね。見る角度によって、それぞれのみな考え方も違うでしょうし、私にはそういうような議員の経験もないので、詳しいそういうようなことについては、本当の白紙の人間でございますから、そういう人間もここに座っておるんやということも、ひとつお考えいただいでですね、一人だけべらべらとしゃべっていただくのも結構ですけども、まあひとつそういう点よろしくお願ひしたいと思います。

柏木会長       ありがとうございます。

今のお尋ねについて、今のご発言について申し上げたいと思いますが、もちろん皆さん方にお諮りをしながら、この多数決をもってこの議を決定していくわけでございますので、皆さんの意見がどういうことになりますか、多数決でこれは決定していくと、こういうものでございますので、貴重なご意見ありがとうございました。

八嶋委員       今の税の問題ですけども、都市計画税については事務局が説明したように現在では取らないと。都市計画税は条例を制定してなかったら取れないものであるんで、今取らないので正解かなと。取る場合には新しい市で議員さんが決めてやることだからそれでええと。議案が上がってきたから必ずすると、こういう議論でやったら何も前へ行かないというのが一点です。

それともう一つ、私の質問は税金はいわゆる課税標準、何か目的があって、かける税率、税率についてはここに書いているように国で定められた標準の税率やから、これについては恐らく論議もなかったし、それはそれでええんですけども、課税標準、いわゆるかける方ですね、これについては全然載ってきてないんですけども、例えば具体的に言うと、のりの設備については各町でかかっているとことかかってないと

ことあるのかな、というのがあるわけですね。これは事後の課税の仕方で検討してもらったら今どうのこうのはないですけども、そういうのも事務局では考えていただきたいなど。

それと淡路町の立場から言うと固定資産税、これも税率は一緒やから議論の余地はないんですけどね、評価額が各市町バランスとれとるのかなという懸念があるわけです。これはそういうのも検討していただきたいなということで、要望ですけどね、できてからの要望です。

だから税についてはあんまり難しくないんです。課税標準があって、かける標準税率については全然問題ないと、ただ、先ほどから出ておるのは決まった税を3回で取るんか、4回で取るんかと、これだけを決議していただいたら特にこの議案については大きな問題はないかなと、私は思います。

柏木会長       ありがとうございます。ご意見としてお伺いさせていただきます。

今、お話のとおりでございます、何もこれが直ちにこれを取るとか、取らんとかという話ではございませんで、もちろん条例制定の上です、この取る取らんが決まっていくわけでありまして、将来の問題とこういうことでお受け止めをいただきたい、このように思います。

他にございませんでしょうか。

川西委員       先ほどの来田委員の発言ですが、私はですね、この法定協議会のあり方というのが、いろいろと議論されて当たり前だと思いますね。真っ白けだと、自分たちは何もわからんと真っ白けだという方が、3号委員さんの役割というのはね、そこにあると思うんですね。やっぱり純粋な気持ちで言われるというのは、私も当然そうだろうという気持ちもあります。

しかし、人の発言を制したりとか、そんなんもうごちゃごちゃ長々一人で言わんと進めんかいというような感じでは困ります。やっぱりね、私、ここに来られている委員さんというのは、みんなが責任持って合併という方向に進まれるんでしたら、きちんと話し合いというのは当然、しかるべきだというふうに思います。ただ、議案に沿って異議なしと、セレモニー的にやられるのやったら法定協議会の役割ってありませ

んよね。私は本来、きちんと話し合われて、胸張って町民の人に説明ができる、そういう立場をとりたい思いから発言させていただいておるんですが。

皆さん方、異議なしであればそれで結構ですし、それぞれの立場立場があろうかと思えます。ただ私は、私の立場からして責任ある位置にありますから、そういうつもりで発言させていただいているだけです。

柏木会長       ありがとうございます。ご意見、お伺いをいたしました。

他にご意見、ございませんでしょうか、ご発言ございませんか。

そういうことで、これについてはこうですということをお話申し上げたとおりでございます。事務局からのお話のとおりでございます。直ちに、これをすぐにやるとかやらんとか、これはまた次の段階でまた考えるべきものであるということのご理解をいただきたい。

それでは、この際、お諮りをさせていただきたい。

来田委員       回数の問題を。

八嶋委員       東浦では4回でやってもらうと言うとるわけですね。私は3回で決めるのか、4回で決めるのかは、他は特に問題ないですけどね。これは原案どおりだと3回で出とると思うんですけどね。

事務局長       それでは納税の納付月というようなことで、回数のことについて、もう一度、重複になると思うんですが、説明をさせていただきます。

先ほども申したように、基本になるのは住民が払いやすい方法というようなことで柳谷委員とちょっと考え方と言うんですか、少し違うのかなと。今、ちょっと思ったんですが、各部会によっては、やはり一番メインの頭になるのは、やはり住民が払いやすい制度、払いやすい方法、それを一番先に念頭に置いた。

それから二番目については、やはり回数を多くすれば当然、それだけの職員の費用、あるいは葉書、あるいは納付の告知書、そういうものがお金にすればそう大したことはないと思うんですが、手間とそういう印刷代、あるいは葉書代、または督促状、そういうものが非常に重なってくると。これは小さなことですが、そういうものも検討の中に入れて決めたことが、今、言う一番払いやすい毎月、税は一つということで、

バランスよく今言った一月に一つの支払いというようなことをさせていただいた。そういう中で、4期が3期になった場合もあります。例えば国保税についても、ある町では6期が5期になったというケースもあります。それは例えば6期にすれば、当然、例えば6月、7月がだぶって固定資産税と国保税がだぶってしまう。また三月ほど置いたらまたそれが同じく国保税と今度は固定資産税、そんなものがだぶってくると、そういうようなことで、部会の方では検討したと、そういう結果でございますので、もうその点だけご理解をお願いしたいと思います。

ただ、国保税については、言われたとおり、まだ任意で、また協議のほうにあげさせていただきますので、そのときにもよろしくをお願いしたいと思います。

以上です。

柏木会長        よろしいですか。

八嶋委員        私が特に3回、4回言いよんは東浦町やと4回やということで、議論せんとこのままとおったら3回でとおりますということで、3回か4回かを決めて欲しいだけ。

柏木会長        それでは、どうぞ。

大谷委員        関連なんですけど、先ほど4回と、今の回数の問題で、事務局からご説明がありましたように、やっぱり経費とか、いろいろなものがかかるから3回の方が4回よりは安くあがるかもわからんというようなことをおっしゃったんですが、そういうところは、要は紙面というかちゃんとした資料を持ちましてね、私たちに検討する材料でいただきましたら、4回よりは3回でこれだけ効率よくというか、財政的に運用できるんだなという納得もいくんですが、ただ単に3回の方が4回より少し事務運営上、お金が助かりますよ位のものではちょっとここでは討議しにくいと思いますので、今後こういうことは特にありましたら、そういうちゃんとした資料をもって、これだけの費用が浮きますというようなことにもぜひお願いしたいと思います。抽象論的な論議はここではしない方がいいと思いますので、お願いいたします。

柏木会長        はい、わかりました。これちょっとご意見ということで、受け止めさせていただきますと思います。

ということは、真意はこういうことであるということです申し上げます。決してこれが郵便代、電話代は枝葉末節の話であるけど、そういうこともあるけどもトータルとしてこれがよかろうと、これがいいんじゃないんだろうかと、こういうことで決めましたと、こういうことでございますので、そこらのところはひとつご理解をいただきたい。できるだけこれは言ったように、財布は一つでございますので、あちこち出ていく先がばらばらでも、出る口は一つですので、できるだけ出る口が出やすいようにということを考えてつつやっておるということ、ひとつご理解いただきたいと思えます。

事務局長        ちょっと説明不足あったかと思うんですが、まず大谷委員の言われたように、経費を省くとか軽減するとかいうようなのは第二の問題でございます。ただ、住民が払いやすいのが一番の協議の内容であったかと思えます。ただそれについて、プラスされるのは経費も削減できるという案でございますので、頭から経費削減という意味ではございませんのでご理解をお願いしたい。

それと、一回削減することに、約20万円の削減試算では出てますので、それだけご理解をお願いしたいと思います。

柏木会長        ひとついろいろな観点からご理解いただきたいと、こう思います。

横山委員        事務局の説明ようわかりました。

柏木会長        ありがとうございます。それではお諮りをしたいと思います。

協議第22号、地方税の取扱い(その1)に関することについて、賛成の方の挙手をお願いをいたします。

(挙 手 多 数)

柏木会長        ありがとうございます。賛成多数であります。

協議第22号、地方税の取扱いに関することにつきましては、原案どおり可決決定をいたします。

次に、協議第23号に移らせていただきます。

協議第23号、納税関係の取扱いに関することについてに移ります。15ページと前回の議案書27から28ページをご覧くださいと思います。

本件につきまして、何かご質問、ご意見がございましたらご発言をいただきたいと思います。

ご意見もないようでございますので、この際お諮りをいたします。

協議第23号、納税関係の取扱いに関することにつきまして、賛成の方の挙手をお願い申し上げます。

( 挙 手 全 員 )

柏木会長       ありがとうございます。挙手全員でございます。

協議第23号、納税関係の取扱いに関することにつきましては、原案どおり可決決定をいたします。

引き続きまして、協議第24号、建設関係事業の取扱い(その1)に関することについてのご意見をお聞きをしたいと思います。16ページと前回の議案書29から30ページをご覧をいただきたいと思います。

本件につきまして、何かご意見ございませんでしょうか。

ご意見もないようでございますので、この際お諮りをいたしたいと思います。

協議第24号、建設関係事業の取扱い(その1)に関することにつきまして、賛成の方の挙手をお願い申し上げます。

( 挙 手 全 員 )

柏木会長       ありがとうございます。挙手全員でございます。

協議第24号、建設関係事業の取扱い(その1)に関することにつきましては、原案どおり可決決定をいたします。

続きまして、協議第25号、公営住宅の取扱いに関することにつきましてに移らせていただきます。17ページと前回の議案書の31、32ページをご覧いただきたいと思います。

それでは、協議第25号、公営住宅の取扱いに関することについて、何かご意見はございませんでしょうか。

川西委員       住宅使用料は平成10年でしたかね、住宅公営法で家賃の決め方というのは載ってたわけですが、後、町営住宅に関連して駐車場の料金なんです。淡路

町は駐車場の料金というのが、それぐらい車持ってる人が取ってないというか、それは町営住宅、非常にご存知かと思いますが、立地条件というのが非常に町営住宅、鵜崎地域に建っている部分でも、今、町道の上に車乗せているというか停めてるというような状況があります。これはもう場所がないということで。それと災害住宅が少し土地がありまして、そこに皆さん停めておられますが、これもですね、今後、随時調整を図るといふふうに言われてここに書かれておりますけれども、この点については、淡路町みたいな立地条件、地域柄というか土地の狭さというのも勘案していただいておりますね、ひとつ駐車料金の取られないというような方向でいふふうに思ったりしているんですが、協議される中でどういうご意見が出たんだろうかなといふふうに、淡路町側からはどういうのが出たのかなという思いもありますので少し説明願いますか。

事務局長        それではお答えいたします。

この公営住宅の関係についても、部会で数回協議をされました。家賃については当然、国の基準どおり、あるいは各町の交通条件、あるいは立地条件等も勘案して、これは国のとおりやっておりますので、これは新市においても当然、このとおりいくと、ただ駐車場の問題につきましては、各町がまちまちでございます。取っとる町もあるし取らない町、あるいは場所のないところ、これは今のまま現状でいかな仕方がないと、新市においてそういうまちづくりの中で、場所があればそういうものも極力やっていくというような中、特に淡路町については非常に狭い中で道路の前がすぐに町営住宅というような建物でございますので、これは今後、新市においても適地等もそういう計画の中で進めたらどうかという、まだそこまで具体的なことはやっておりません。

川西委員言われたように、当町ということであればですね、鵜崎団地の場合は、昭和42年が初年度だと思うんです、建設年度は。その当時は車の時代というのは非常に少なかったと、それと低所得者であるということ、たくさんの車を持ってないというようなことで、駐車場はそのときはなかったということも、部会の中でもあがってきております。ただ、南鵜崎団地については、あれは駐車場でなしに広場だということで駐車場の整備もしておりません。白線もひいてない。車止めもやってない。そういうようなことで、今までの現状で、駐車場としての目的が違うんだと、あくまで

広場として皆さんが町営住宅に入居しておられる方が、便宜上、置きよるんだと、だから駐車場はとらないだぞと、ただマイナスの点というのは車庫証明が取れない、そういう欠点あるんですが、淡路町の場合はもう現状のままでいって、ゆくゆくはそういう適地があれば、また新市の方でそういうことも検討してはどうかなということで、淡路町の場合はそういうことになっております。

他の町が3町取っておりますが、これは全部が今言う、各団地ごとの駐車場全部設けて全部取ってませんので、ある地域には取っているところもあるし、取ってない地域もあると、取ってるところは今言ったように、そういう白線も引き、アスファルトもひき、ちゃんとしとるようなことを、ちょっとその部会の中では聞いたということで、とりあえず今のままで、現状のままで家賃についても駐車場料金についても、新市において引き続いてやっていくんだと、あと、そういう問題は新市において、そのまちづくりとか、そういう中で検討していくというようなことで、一応、部会の方はこれで上程をしてもらうということで決定をされております。

以上です。

柏木会長       そういうことでございますので、ひとつご理解をいただきたいと思  
います。

他にございませんでしょうか。

それではご意見もないようでございますので、お諮りをいたします。

協議第25号、公営住宅の取扱いに関することについて、賛成の方の挙手を願  
いをいたします。

( 挙 手 全 員 )

柏木会長       ありがとうございます。挙手全員でございます。

協議第25号、公営住宅の取扱いに関することにつきましては、原案どおり可決決  
定いたします。

継続協議の最後の議案となります協議第26号であります。

協議第26号、診療所の取扱いに関することについて、これは18ページと前回の  
議案書33から34ページをご覧をいただきたいと思ます。

本件につきましてのご意見を、お伺いをしたいと思います。

ご意見もないようでございますので、この際、お諮りをいたします。

協議第26号、診療所の取扱いに関することにつきまして、賛成の方の挙手をお願いいたします。

( 挙 手 全 員 )

柏木会長       ありがとうございます。挙手全員でございます。

協議第26号、診療所の取扱いに関することにつきましては、原案どおり可決決定をいたします。

それでは、続きまして、新規協議事項の方に移らせていただきたいと思います。

協議第28号、人権(同和)対策関係事業の取扱いに関することについて、協議第29号、保健衛生関係事業の取扱い(その1)に関することについて、協議第30号、都市計画関係事業の取扱いに関することについて、協議第31号、町立学校等の通学区の取扱いに関することについて、協議第32号、学校教育関係の取扱いに関することについてを一括提案させていただきます。

事務局より説明をいたさせます。

事務局長       それでは説明をさせていただきます。

協議第28号、合併協定項目22-8、人権(同和)対策関係事業の取扱いに関することについて、説明をさせていただきます。議案の19ページをお開きいただきたいと思います。

人権(同和)については、それぞれの地域性、これまでの取り組みの経緯を踏まえ、新市において引き続き取り組むものとしております。啓発物資についても、統一を図ることといたしております。

まず、基本的な事項でございますが、宣言、決議、条例、規則の制定、基本的計画の策定、行政組織の設置、啓発教育組織の設置、団体への加入については、新市において速やかに取り組むことといたしております。

続きまして、協議第29号、合併協定項目 - 22-10、保健衛生関係事業の取扱い(その1)に関することについて、説明をさせていただきます。議案の21ページを

お聞きください。

母子保健事業から老人保健、福祉医療業務までほぼ同様の事業が5町間で実施されております。その内容につきましても、5町ほとんど共通しております。ただ地域の状況によりまして、実施の方法に若干の違いが見られます。22ページから28ページにかけて、個別の事業等の現状をお示ししております。

そのうち主要なもの、及び相違のあるものについて説明をさせていただきます。なお、各種保険事業につきましては、事務事業の一元化を基本的な考え方として調整しております。

まず、母子保健事業、22ページについては現行の実施方法を規準に、合併時に調整し、新市において引き続き実施することとしております。その調整内容は専門部会の方で調整しておりますので、別紙、あと参考資料、協議会資料の1、2ページをお聞きください。

検診事業については検診日に相違がありますので、合併時に調整して実施いたします。また2歳時歯科検診の自己負担については、無料といたします。相談については、合併時に調整し実施いたします。虫歯予防教室及び から の事業は新市で検討する。及び新市において実施する方向といたしております。

次に24ページの予防接種事業については、法律に従い、それぞれ5町で行われておりますが、5町間でその事業実施機関や実施期間等に相違が見られますので、合併時に調整し、新市において引き続き実施することとしております。その調整内容は、専門部会の方で調整しております。別紙協議資料の3ページ、4ページをお聞きください。すいません、資料がページ数、後先というようなことで申し上げておりますが、非常にすいませんが、協議資料と議案書というようなことで分けておりますので、すいませんがご理解をお願いしたいと思います。

そういうことで、最後のページ、協議会資料の3ページ、4ページをお願いしたいと思います。

予防接種事業については、ポリオ生ワクチンこれは集団接種から インフルエンザ個別摂取まで、実施時期及び有効期間に相違があるものについては、合併時に調整

するという調整内容となっております。

次に今度議案の方ですが、25ページから27ページにかけまして、老人保健事業の一覧表をお示ししております。老人保健法第4条では、「地方公共団体の責務として、住民の老後における健康の保持を図るため、保健事業が健全かつ円滑に実施されるよう適切な施策を実施しなければならない」とされております。各町ともこの法律に基づいて、各種検診及び保健事業を実施しているところでございます。したがって、5町間において事業の内容については、大きな差異はございませんので、対象年齢及び実施時期、自己負担等に若干の相違が見られますが、合併時に調整し、新市において引き継ぐこととしております。その調整内容は専門部会の方で調整しております。

別紙、今度後ろの方の資料でございますが、5ページから8ページに詳細に書かれております。

基本検診事業については、各町とも実施内容に大きな差異はございません。基本検診の自己負担につきましては、津名町及び淡路町で自己負担の免除措置を設けておりますので、合併時まで調整をいたします。の肺がん検診からの骨粗鬆症検診につきましては、この資料のとおり調整し、新市において引き続き実施することとしております。

また集団健康相談、あるいはまた教育事業及び個別健康教育組織に対しての健康教育事業につきましても、この資料のとおり調整し、新市において引き続き実施することとしております。

健康福祉まつりは、新市において事業の存廃を含め検討することとしております。

続きまして、機能訓練事業については、A型B型とも合併時に調整し実施する。温熱訓練、らくらく水中運動教室は、新市において調整し、実施するという調整内容でございます。

健康手帳交付事業及び家庭訪問事業についても、若干の事務調整を合併時に行い、新市において引き続き実施することとしております。

次に28ページですが、老人保健福祉医療業務につきましては、各町老人保健等の

各種法律や国・県の指導により業務を行っておりますので、5町に業務の相違がないため、現行のとおり新市に引き続いて実施をするということにしております。以上。

それから続きまして、協議第30号、合併協定項目22-13、都市計画関係事業の取扱いに関することについて、ご説明を申し上げます。議案の29ページをお開き願いたいと思います。

都市計画については、都市の健全な発展と秩序ある整備を図るため、土地利用、土地施設の整備事業に関する計画で、現在一宮町を除く4町にございます。都市計画審議会については、都市計画法の規定により、都市計画に関する事項を調査、審議するために市町村に都市計画審議会を置くことができとなっております。4町については、すでに設置をしているところでございます。

新市においても、都市計画行政の円滑な運営を図るための必要もありますので、委員とその構成等についても検討し、調査内容については、新市において新たに設置すると規定しております。都市計画区域についても、一宮町を除く4町について該当があり、淡路町については全域指定、他の3町については一部の地域を除き、区域指定をしております。なお用途地域については4町とも指定はしていません。

都市施設は4町で、すでに道路、公園、下水道、ごみ焼却施設等において、都市計画決定がされております。調整内容については、都市計画区域、都市施設等については現行のとおり、新市に引き継ぐとしております。

都市計画マスタープランについては、都市の生活道や産業構造などの地域特性を踏まえ、市町が新たに取り組むべき都市計画上の主要課題を勘案して、今後、市町が目標とすべき将来ビジョン、また都市づくりの考え方をわかりやすく提示したものであり、現在、東浦町のみが作成しております。新市においても、望ましい都市の計画を図っていく必要もあり、長期的な視野に立って、都市をめぐる環境の将来像を総合的、一体的に住民の方にわかりやすい形で示す必要もありますので、調整内容については、都市計画マスタープランについては、新市において新たに作成するといたしております。

次に協議第31号、合併協定項目22-18、町立学校等の通学区域の取扱いに関

することについて、ご説明を申し上げます。議案の31ページをお開き願いたいと思います。

小中学校の通学区域については、学校教育基本法施行令第5条第2項に基づき、それぞれの学校ごとに町の規定により定められておりますが、区域の定めは法律上はございません。道路や河川等の地理的条件と合わせまして、地域社会がつくられた長い歴史的経緯やそれぞれの実態を踏まえ、教育委員会の判断により決定されております。

まず、小学校ですが、現在、津名町におきましては7校、淡路町1校、北淡町が7校、一宮町は6校、東浦町は3校でございます。新市になりますと24校になります。本年4月から淡路町、東浦町の町あるいは教育長等の協議により手続きをしたうえで、淡路町釜口、淡路町森地区の1年生が、石屋小学校から学習小学校あるいは釜口小学校へ区域外通学をしております。

次に、中学校ですが、現在、北淡町におきまして2校、他の4町には各1校ずつがございます。北淡町では、現在、平成16年4月に向けて統合する予定で進めております。

学校の適正規模または適正配置、通学距離等を配慮したいと思っております。また、保護者や地域の方々のご理解とご協力を得ながら、通学区域を検討させていただきたいと思っております。

調整案といたしましては新市移行後、速やかに通学区域審議会を開催いたしまして調整することといたしております。

続きまして協議第32号、合併協定項目22-19、学校教育関係事業の取扱いに関することについて、ご説明をさせていただきます。議案の33ページをお開き願いたいと思います。

まず公立幼稚園についてですが、現在、淡路町のみが運営されております。当面現行どおり、引き続き新市において幼保一元化の検討、調整を行うこととしております。次にスクールバスについてですが、現在、一宮町において、遠田地区から通う尾崎小学校の1年生から3年生の児童、草香、草香北、南、深草地区から一宮中学校へ通う生徒が利用しております。

調整内容といたしましては、現状の区域で新市に引き継ぐこととしております。

また、ヘルメット購入助成については、中学生については3町で各町1,000円程度、小学生では一宮町の尾崎小の遠田地区4年生以上の児童全額、多賀小の新入児童に実施しております。

調整内容といたしましては、通学の状況に応じて、新市で調整し統一することとしております。

遠距離通学助成は、淡路町については淡路町釜口、淡路町森地区の児童生徒に対し、義務教育のものには定期券を支給し、幼稚園児には定期券の2分の1の現金支給、北淡町については、野島小に在籍する児童のうち、江崎地区、これは籠小学校の校区から通学する児童に通学費支給、中学生では5km以上に距離ごとに通学費の一部を助成しておるようでございます。

調整内容といたしましては、現状の区域で新市で引き継ぐこととしております。

以上です。

柏木会長            ありがとうございます。

ただいま、事務局長から説明させていただきました。これらにつきましては、次回第5回協議会におきまして、種々、ご協議をいただくわけでございますけれども、今、局長から説明いたしました範囲内で、何かご質問がございましたら、ご発言をいただきたいと思っております。

川西委員            議案の28号ですが、括弧書きで同和と表示されてますが、新市においても、こういう人権（同和）対策事業というのを、取り扱いをきちんとしていないという総務省の指導かなんかあるんですかね、お聞きします。

事務局長            お答えいたします。

直接、部会には指導ということは聞いてないんですが、やはり最近もそういうことで、各町それぞれの事業なり、そういう研修会なりやっておりますので、新市においても当然やっていくというようなことで決定させておる。ただ、国の方から指導があるかどうか、私はまだそこまでよう確認はとってないんですが、次回のときには確認をしたいと、このように考えております。

ただ、新市になっても、そういうことで対策事業としてはやっていかなあかんということは、その部会の中では決定されております。

以上です。

川西委員       これは同和対策事業の特別措置法がですね、あれは昭和44年ぐらいでしたかね、時限立法で、昨年ですか、終結しました。本当はこの人権とか、これはもう絶対差別とかあってはならない。そういうことは大事なんですが、いろいろとこれまで各町で、こういう地域改善対策事業というのがこれまであったわけですが、新市についてもこれをやりたいという項目をあげておられますよね。だからそういった点では、これまで特別こういう予算化せずに、一般的な予算化して融合するということが基本だというふうに私は、総務省の考えでは当たり前だというふうに思っております。

しかし、地域性によっては、なかなか人権やそういう差別というのがありますけども、今、本当に私たちの暮らしの中では、障害持った人や、あるいは容姿の関係、顔や、背が低いか高いか、いろいろな関係で差別的なことを受けてたりとか、いろいろしておりますが、一番大事なのは人権を大事にせないかと、介護保険なんかでも支援費問題がありますから、本当に当たり前になたであっても、当たり前で暮らせるというのが当然なんですが、私は、総務省の指導の中では、もうそろそろこういうのは終結したんだから、一般財源でいろいろとみていくとか、特別こういうのを掲げなくてもいいんじゃないかなというふうに思ったんで、ちょっとお聞きしたんですが。

今後、事務局はいろいろ調べてということであったんで、次回、お聞きしたいと思っております。

柏木会長       他にございませんでしょうか。

大谷委員       先ほどの校区の問題で、東浦町と淡路町で話し合われてということと、今年度から行われていること、そのへんの確認をちょっと聞きそびれたというか、聞き逃したと思うんですが、現行のままでされるということのこの文章の中に、そういうことが少し入れ込まれてないというか、確認できないので、次回、もしこの文章的なことで、今、説明のあったようなことが説明されればうれしいなと思うんですが。

というのは、釜口地区、森地区ではその校区は選択、原則としては現行のままというような形ならわかるんですが、現行のままと書いてありますもんですから、例えば選択できるとか、そういう原則として現行だけけれども、こういう方法もあるというように理解してよろしいんでしょうか。

事務局長 説明申し上げました中で、淡路町から東浦町へ通学、これは特別区域ということで、この4月から受け入れをいただいております。基本的には、町が違う場合は、やはり住所を変えなければいけないとか、そういうことで転入転出をして、学校へお世話になるというのが基本でございますが、淡路町、東浦町というのは、昔のそういう話の中で、本年度から3名の、私聞いているのは、3名の1年生の方が住所はそのまま、東浦町さんにお世話になっているということ聞いております。現在、低学年ですが、そういう方が住所をそのままにしておいて、学習小学校、釜口小学校にお世話になっているということは、教育委員会の中では聞いております。

本来なら、住所変えてですね、やはり転入転出して、そこの町に住所を置いて初めて学校へ行けるんですが、今回はそういうことで、町長なり教育長の申し合わせと申しますか、そういう話し合いの中でできたということは聞いております。

それから、市になれば当然、学区という区域を、やはり定めていかなければだめだと思いますね。例えば今度は同じ市になりますので、例えば、一宮から岩屋まで行けるんかというような、そういう話も出てこようかと思います。ただそれは、今言った区域をやはり決めなければ、例えば偏る場合もできますんで、それはやはり私言った委員会なり設置してですね、そういう中で議論されるのではなからうかと、こういうように考えております。

以上です。

柏木会長 よろしいですか。

他にございませんか。

大谷委員 スクールバス、通学に関するこのこの34ページの資料をいただきながらの質問なんですけど、通学助成、これからやっぱり新しい校区が決まったとして、やっぱり山間地域とか、そういうところでこのスクールバスとかの必要性が出て

くるかもわからないというようなところでは、そういうことも、新市の構想の中にも据え置くというか、その場所で検討するというように理解しておいた方がよろしいでしょうかという、持ち帰りましてこれから議論しなければいけないので、その辺も教えていただきたいと思います。

事務局長　　これ34ページを見ていただければわかるように、一番調整の具体的内容というのは、これもう専門部会等がこの本協議会にあげる提案として持ってきた結論でございます。これを見たら、やはり今のある通学区域の助成については、やはり助成していかならんだろうと。ただし、見直しとかそういうものは今後の問題として、とりあえず今のあるやつは新しい市に全部引き継ぐんだというような表現を書いておられると思うので、それでご理解をお願いしたいと思います。

柏木会長　　そういうことでひとつご理解をいただきたいと思います。

それでは、本件につきましては次回、協議会において活発な論議を頂戴することでございます。

本日のところは、これで質問は打ち切らせていただきたいと思いますので、ひとつよろしくご理解をいただきたいと思います。

それでは、引き続きまして、協議第33号、第5回の津名郡5町合併協議会の日程について、事務局より説明をいたさせます。

事務局。

事務局長　　それでは説明させていただきます。

協議第33号、第5回協議会日程について、説明させていただきます。

議案の35ページをお開きください。

次回の協議会は、平成15年7月10日、第二木曜日でございます。午後2時から開催をいたします。場所は東浦町サンパーク多目的ホールでございますので、お忙しいと思うんですが、皆さん方の委員のご出席をお願いしたいと思います。

以上です。

柏木会長　　説明をさせていただきました。

協議第35号、第5回津名郡5町合併協議会の日程につきまして、何かご質問、ご

意見がございましたらご発言をいただきたいと思います。

別にございませんでしょうか。ありがとうございます。

それでは、ご意見もございませんので、この際、お諮りをいたします。

協議第33号、第5回の津名郡5町合併協議会の日程につきましては、原案どおり承認してよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

柏木会長       ありがとうございます。

異議なしの声でございます。

協議第33号、第5回の津名郡5町合併協議会の日程につきましては、原案どおり承認をいたします。

それでは、協議事項を終わらせていただきます。

続きまして、7番目のその他でございますけれども、委員の皆さんより何かこの際、ご意見なりございましたら、ご発言をいただきたいと思いますが。

川西委員       私初めてね、この法定協議会に出させていただいたんですが、確認をしておきたいと思います。

それぞれが町を代表して来られる委員さんばかりですから、いろいろと議論というのは当然させていただきたい。この法定協議会、諮問機関でありますから、私どもは、そういう議論をあまりしなくて、議案に沿ってそこそこに済ませていくんだという方針であれば、それを聞かせていただいて、私は議会に持ち帰りたいと思います。

先ほどね、人の発言でも抑えるような発言がありましたのは、やっぱり皆さん方が思っていることが言えないような雰囲気つくったらいけないと思うんですよ。本来、法定協議会そのものは、いろいろと議論交わして住民代表であるということが本来の目的であると思いますので、ちょっとご確認だけさせていただきたいと思いますが。

柏木会長       はい、わかりました。ご意見は十分に受け承りました。今後、そうした対応をしていきたいと、こう考えますので、よろしく願い申し上げたいと思います。

それでは、事務局何かある。ちょっと事務局から、その他について。

事務局長        すいません、委員の皆様には大変お疲れのところ、最後になりましたが、事務局の方からお願いしたいと思います。

まず、2号委員さん、また3号委員さんには連絡させていただきますが、第2回の新市名称の検討小委員会を6月19日にさせていただきたいと思っております。これは開催通知も出させていただきます。

それからもう一つの小委員会ですが、第1回新市建設計画検討小委員会も6月23日、月曜日に開催させていただきたいと思っております。案内通知を配布しておりますが、またお忙しいと思いますが、よろしくお願いしたいと思います。

以上です。

柏木会長        はい、ありがとうございました。

本当に長時間にわたりまして、ご協議、ご審議をいただきました。本当にありがとうございました。

それでは、本日の会議、これをもちまして終了させていただきたいと思います。

慎重なご審議をいただきましたことを、重ねてお礼を申し上げたいと思います。

次回は、7月10日ではありますが、東浦町のサンパーク多目的ホールにおいて開催をいたしたいと思っておりますので、どうかよろしくご参集方、お願いを申し上げます。

それでは、これで終わらせていただきます。

ありがとうございました。

午後 3時48分        閉        会

平成15年 6月12日

津名郡5町合併協議会議長

津名郡5町合併協議会委員

津名郡5町合併協議会委員

